

食品産業^{ハ サ ツ ブ} H A C C P 等普及促進事業（拡充）

【食品産業^{ハ サ ツ ブ} H A C C P 等普及促進事業 178（150）百万円】

対策のポイント

^{ハ サ ツ ブ} H A C C P 手法の普及・定着に必要なとなる人材を育成するための研修や^{ハ サ ツ ブ} H A C C P の認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進します。

（H A C C P 手法とは）

- ・ H A C C P 手法とは、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害要因を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法です。
- ・ H A C C P 手法を導入する際、施設整備に対する金融面等における支援措置を講じることを目的として、平成10年に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（平成10年法律第59号）（通称：H A C C P 法）が制定されています。

政策目標

^{ハ サ ツ ブ} 中小食品製造業に重点を置いた H A C C P 手法の導入促進

（販売額1～50億円規模の食品製造業のHACCP導入率16%（18年度）→50%（24年度））

<内容>

H A C C P 手法導入促進のための人材育成等

H A C C P 手法の導入が遅れている中小食品企業を中心としたH A C C P 導入セミナーや現場責任者・指導者養成のための実践的な研修等の取組を支援します。

また、H A C C P の認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進します。

【定 額】

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成20年度～平成24年度

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03－3502－5743（直））]